

京都市告示第611号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北泉通	左京区高野泉町40番地の2地先内	令和3年3月19日午後3時
	左京区高野泉町40番地の2地先から 同区松ヶ崎小竹藪町49番地の3地先まで	令和3年3月19日午後3時
松ヶ崎35号線	左京区松ヶ崎小竹藪町28番地の35地先から 同区松ヶ崎正田町7番地の11地先まで	令和3年3月19日午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)